

丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金について

〈補助金の交付要件〉

①対象者

自治会集会施設の合併処理浄化槽の浄化槽管理者。

②要件

浄化槽法に規定する保守点検、清掃を行い、法定検査を受けること。また、保守点検は3回以上実施し、法定検査の検査結果が不適正でないこと。

③補助対象経費

(1)法定検査費用

(2)保守点検費用

※消毒薬等の補充や薬筒、散気管及びブロアーのフィルターの交換は対象としますが、尿石防止剤及び洗剤購入費、機器器具等の修繕、更新費用は対象外とします。

(3)清掃費用

④補助金額

補助対象経費を合算して得た額の範囲内とし、3万円を上限とします。

補助金の交付は、年1回限りです。

⑤交付申請

丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金交付申請書(様式第1号)に、以下の書類を添付してください。

(1)清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し

(2)浄化槽保守点検記録票(3回分以上)の写し

(3)法定検査の結果の写し

(4)補助対象経費の額が分かる領収書等の写し

※口座引き落としの場合、通帳の写し(引き落とし額記載のページ)でも可とします。

問合せ先

丹波篠山市上下水道部下水道課

TEL : 079-552-5062(下水道課直通)